

指導者情報への
登録をお考えの方へ

堺市 生涯学習課

堺市生涯学習指導者情報の登録について

当課では、市民のみなさまの学びの機会を広げるため、堺市内で活動されている「指導者」と「団体・サークル」の登録者情報を、ホームページ上でお知らせしています。

つきましては、下記内容をご確認いただいたうえ、ご登録いただきますようよろしくお願いいたします。
なお、いただいた情報は、生涯学習に関する情報提供以外の目的では、使用いたしません。

記

1 登録方法について

別紙「登録用紙記入方法」を確認のうえ「情報登録票」に記入をお願いします。

(なお、情報登録票に記入いただいた文章につきましては、ホームページ掲載時に修正する場合がありますのであらかじめご了承ください。)

2 登録をお断りする場合

- (1) 営利を目的とする情報
- (2) 特定の政党を支持もしくは反対することを目的とする情報
- (3) 特定の宗教、教派、宗派もしくは教団等を支持もしくは反対することを目的とする情報
- (4) 法令等に反する情報
- (5) その他、生涯学習課長が不相当であると認める情報

3 情報提供の流れ

- 「情報登録票」を提出後、1か月程度でホームページ上に内容等を公開します。
- ホームページを見た方からの問い合わせ
日時・費用負担などの条件をよく双方で確認のうえ、指導可能かどうか交渉をお願いします。
※交渉、契約等につきましては、当事者間の責任にてお願いいたします。

■情報登録票の「HP掲載時の問合せ先」を『生涯学習課』にした場合

1. 最初に生涯学習課へ連絡があります。
2. 生涯学習課から相手の方に、登録票に記載の連絡先（住所以外）をお伝えします。

■情報登録票の「HP掲載時の問合せ先」を『登録者』にした場合

ホームページを見た方から、ホームページに掲載の連絡先（氏名・電話等）へ直接連絡があります。

4 情報登録票の提出先および問い合わせ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 生涯学習課

電話：072-228-7631 FAX：072-228-0371 E-mail: shogaku@city.sakai.lg.jp

時間：午前9時00分～午後5時30分（土・日曜日、祝日休）

5 登録内容の変更、取消について

- 連絡先や指導内容等、登録内容に変更があった場合、また活動休止等で取り消しが必要な場合は、速やかに生涯学習課へ連絡をお願いします。
- 登録情報の確認等のため、郵送・電話等による確認依頼を行うことがあります。